

## 相続法改正のポイント（５）－遺産分割協議－

### 前号までの目次

相続法改正のポイント（１）－法定相続－  
 相続法改正のポイント（２）－遺言 第１回－  
 I はじめに  
 II 遺言の種類  
 III 普通の遺言の方式、要件  
 相続法改正のポイント（３）－遺言 第２回－  
 IV 遺言の内容

1 遺言事項（総論）  
 2 財産の処分について  
 3 身分に関する事項について  
 4 遺留分について  
 相続法改正のポイント（４）－遺言 第３回－  
 V 遺言執行者  
 VI 遺言により財産を取得する者について  
 VII 相続に関係する信託について

### I はじめに

前号まで３回にわたり遺言について説明しましたが、全ての相続において遺言が存在するものではありません。

本号からは、遺言が存在しない場合（遺言が無効と判断された場合も同様です）の遺産分割のルールについて説明します。

### II 遺産分割手続の流れ

被相続人が遺言を残さずに死亡した場合、当該被相続人の遺産相続の流れは、以下のようになります。

1 まず、相続人は、遺産を相続するかしないかを決めます。

(1) 相続する、ということには、単純承認といって、被相続人の資産も債務も相続する、という形のほか、限定承認といって、資産により債務を清算して債務超過にならない場合に残った資産を相続する、という形もあります。

(2) 限定承認を行う場合には、相続の開始があったことを知ったとき（多くの場合は、被相続人が死亡した日であると思われます）から３ヵ月以内（この期間を「熟慮期間」と呼びます）に、家庭裁判所に対し、相続財産の目録を提出して、限定承認する旨を申述しなければなりません。

この申述という手続は、書面を提出して行います。その際、財産目録のほか、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等を含む、相続関係を証明する戸籍謄本等を添付します。

相続人が数人いる場合、限定承認は、相続人全員が共同して行わなければなりません。

(3) 相続しないことを選択する場合、前記の熟慮期間内に、家庭裁判所に対して、相続放棄をする旨を申述しなければなりません。

この手続も書面を提出して行います。添付書類として戸籍謄本等も必要となります。

相続放棄は、相続放棄を希望する人のみが単独で行うことができます。

相続放棄をすれば、その相続に関して初めから相続人とならなかったものとみなされます。

これはどういうことかということ、一つには、被相続人の債権者は、相続放棄をした相続人に対して、当該債権を行使できない、という意味があります。

すなわち、熟慮期間内に相続放棄を行わなければ、遺産である債務を相続したとみなされ、被相続人の債権者から請求を受け、相続人としてこれを履行しなければなりません。

他方、相続放棄の申述を行った後に被相続人の債権者から請求を受けた場合には、家庭裁判所に対して相続放棄申述受理証明書の発行を求め、その証明書をもって相続放棄をしたことを証明します。

また、同順位の相続人全員が相続放棄をすれば、次順位の相続人が、相続を承認するか放棄するかを判断を迫られることとなります。

(4) 遺産が多額であるとか、何があるかはっきりせず調査が必要であるなどの理由により、熟慮期間内に相続するか放棄するか決められない場合も想定されます。

この場合は、熟慮期間の伸長を家庭裁判所に申し立てることができます。

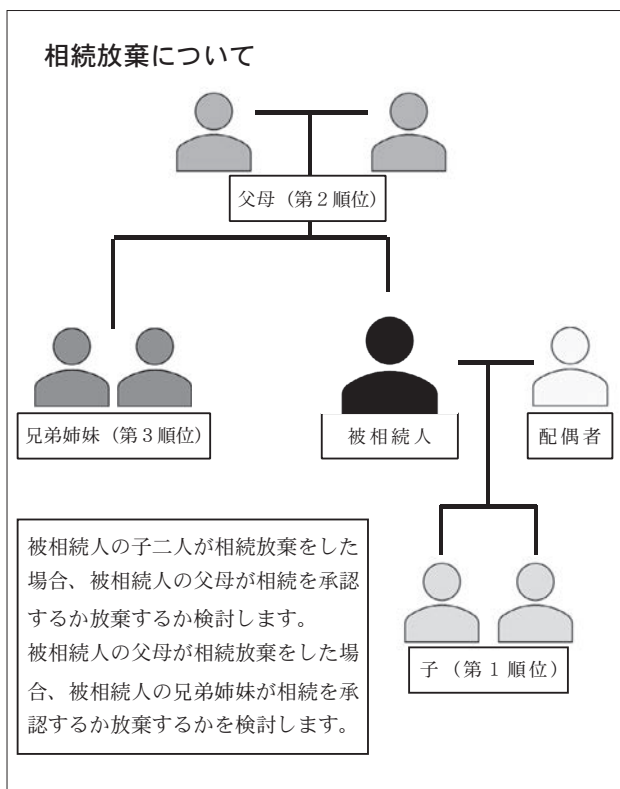
(5) 相続放棄や限定承認を考えている人が、遺産の全部または一部を売却したり取り壊す等の処分行為を行うと、単純承認したとみなされます。

また、限定承認または相続放棄をした後であっても、相続財産の全部もしくは一部の所在を不明にしたり、ほしいままにこれを処分したり、または特定の相続財産があることを知りながらこれを財産目録に記載しなかったときは、単純承認したとみなされます。

(6) 相続の承認も放棄も、撤回することができません。

(7) 相続放棄等の可否や有効性については、種々の解釈問題があります。

相続放棄を希望するが被相続人の死亡から3ヵ月を経過してしまったような場合でも、相続放棄の申述を行うことが可能であるケースも少なくはありませんので、弁護士へのご相談をおすすめします。



2 遺産相続を希望する相続人が複数いる場合、その相続人で遺産分割協議を行うこととなります。

(1) 遺産分割協議の持ち方に特別な決まりはなく、一同に会して話し合うことはもちろん、書面や電話で一人ずつと話し合うことでも構いません。

(2) 相続人全員との間で遺産分割についての話がまとまれば、遺産分割協議書を作成します。

遺産分割協議書には、相続人全員の実印による押印を得て、印鑑登録証明書を添付するのが通常です。

3 遺産分割協議がまとまらない場合、法的手続を検討します。

(1) 具体的には、まず、相続人の一人または数人が、他の相続人を相手方として、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てます。

調停とは、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停は、おおむね、1ヵ月に1回程度の頻度で開催されます。

調停の場では、裁判官一人と調停委員二人で構成される調停委員会が、各当事者の言い分を聞き、解決について助言しますので、当事者は、その助言を参考にしつつ、解決に向けて調整していきます。

遺産分割調停において遺産分割についての話がまとまれば、調停の場で決められた内容は、調停調書という書面にまとめられます。

(2) 遺産分割調停がまとまらなければ、遺産分割審判という手続に移行します。

審判では、裁判官が、当事者の主張や当事者から提出された書類等をもとに、遺産分割を決定します。

4 以上の、遺産分割協議、遺産分割調停、遺産分割審判により遺産の分割が決まれば、その決まった内容を実現して、遺産分割は終了します。

具体的には、遺産分割協議であれば協議書、調停であれば調停調書、審判であれば審判書のとおり、不動産の所有権移転登記手続を行ったり、預貯金の払戻しを行うこととなります。

5 なお、遺産分割が成立するまでに要する期間は、事案により異なりますが、法的手続をとったケースについては統計があり（以下のデータは平成29年度の司法統計を参照しています）、調停が成立したケースで見ると、半数は1年以内に終了しているようです。

しかし、相続人の数、遺産の内容、当事者間での争いの内容等により区々であり、1億円を超える遺産がある遺産分割調停・審判事件の審理期間は、解決までに1年を超えるものが当該事件の6割以上あり、そのうち4割以上が解決までに2年を超えており、遺産が高額になるにつれ審理期間が長期化する傾向にあるといえます。

相続人の代理人として関わる弁護士の実感としても、調停申立てから成立まで2年程度要している印象はありますし、調停から審判に移行するケースでも、審判移行までにどれだけ当事者間で主張立証を行ったかにもよりますが、審判移行後審判が出されるまで1年程度は要しているように思います。

このように、遺言がない場合には、遺産分割に時間がかかり相続人間の関係が悪化することがありますので、信託を設定したり、遺言（特に公正証書遺言）を作成しておくことをおすすめします。